

防災力強化総合交付金交付要綱

令和 8 年 6 月 5 日
府 政 防 第 1037 号

(通則)

第 1 条 防災力強化総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」（平成 20 年府会第 393 号。以下「内閣府通知」という。）及び関連通知に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 防災力強化総合交付金は、従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地及び被災者支援の事前準備の高度化及び加速化を図るため、地域における危機管理投資を内閣府として後押しすることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 防災力強化総合交付金

前条に定める目的を達成するため第 7 条に定めるところにより都道府県又は構成団体が複数都道府県に所在する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「都道府県等」という。）が作成した防災・減災の推進その他の取組に関する計画（以下「地域防災力強化総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い内閣府が交付する交付金をいう。

二 基幹事業

交付対象事業を構成する以下の事業をいう。

イ 防災力強化支援事業

ロ 広域連携推進事業

ハ 被災者支援体制整備加速化事業（避難所の環境整備促進訓練等事業）

ニ 被災者支援体制整備加速化事業（災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合事業）

三 要素事業

地域防災力強化総合整備計画に記載された基幹事業を構成する個々の事業をいう。

四 交付対象事業者

防災力強化総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体（都道府県等、市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

（交付期間）

第4条 防災力強化総合交付金を交付する期間は、地域防災力強化総合整備計画ごとに、防災力強化総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね5か年度以内とする。

（交付の対象及び補助率）

第5条 交付対象事業ごとの交付の対象及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

一 防災力強化支援事業

次の表のとおりとする。

交付対象事業者	補助率	交付対象経費
地方公共団体（都道府県及び市町村に限る。）	1 / 2	防災（自然災害に関するものに限る。）に関する計画の策定及び見直しに係る業務のうち、地域課題を踏まえた先進的な検討に関する経費

二 広域連携推進事業

次の表のとおりとする。

交付対象事業者	補助率	交付対象経費
地方公共団体	1 / 2	避難生活環境の改善を始め、防災・減災に必要な資機材等について、地方公共団体が地域特性を踏まえて作成した精度の高い被害想定及びそれに基づく周辺団体との連携、住民の防災意識の浸透等に向けた訓練、広報の実施等も含めて検討した上で、計画的に整備する事業のうち、地方公共団体が作成する実施計画に掲げる経費

三 被災者支援体制整備加速化事業

イ 避難所の環境整備促進訓練等事業

交付対象事業者	補助率	交付対象経費
地方公共団体	1 / 2	スフィア基準等に沿い、質の向上に配慮した避難所の開所を迅速かつ円滑に行うために、訓練（訓練催行人数 50 人以上の事業）や「災害対応車両登録制度」の普及、登録台数の促進など、地域における事前防災の取組の推進を目的として開催する講演等の実施に係る経費

ロ 災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合事業

交付対象事業者	補助率	交付対象経費
地方公共団体	1 / 2	災害時の対応や事前の連絡体制の確認など、災害時の被災者支援を目的とした「災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合」の開催に係る経費

(単年度交付限度額)

第6条 交付対象事業に対する毎年度の防災力強化総合交付金の交付限度額は、予算の範囲内で各要素事業別の当該年度の事業費に補助率を乗じた額の合計値とする。

2 地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業（以下「間接交付金事業」という。）を実施する団体等（以下「間接交付金事業者」という。）に対する要素事業においては、当該地方公共団体が当該間接交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前項の規定を適用する。

(地域防災力強化総合整備計画の策定及び提出等)

第7条 都道府県は、管内の地方公共団体が実施しようとする全ての交付対象事業について、次に掲げる事項を記載した地域防災力強化総合整備計画を策定し、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする（構成団体が複数都道府県に所在する一部事務組合又は広域連合の実施しようとする交付対象事業を除く。）。なお、構成団体が複数都道府県に所在する一部事務組合又は広域連合は、当該団体が実施しようとする交付対象事業について、次に掲げる事項を記載した地域防災力強化総合整備計画を策定し、大臣に提出するものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の目標
- 三 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 四 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- 五 その他必要な事項

2 地域防災力強化総合整備計画の策定に当たっては、次に留意するものとする。

- 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする

目標とすること

- 二 計画の目標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
 - 三 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
- 3 大臣は、第1項の規定により地域防災力強化総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、地域防災力強化総合整備計画を変更する場合に準用する。

(交付申請)

- 第8条 地方公共団体は、毎年度、地域防災力強化総合整備計画に記載された交付対象事業のうち当該地方公共団体が防災力強化総合交付金を充てて実施するものについて、適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請を行うものとする。交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、大臣が別に定める日までに、大臣に対し、基幹事業ごとに別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。なお、2以上の地方公共団体が同一の交付対象事業を実施しようとする場合は、幹事団体として一団体を定めることとし、これを交付申請者とみなす。
- 2 前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村又は構成団体が同一都道府県に所在する一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(交付決定)

- 第9条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条第1項の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村等であるときは、都道府県知事は、適正化法第26条第2項及び適正化法施行令第17条第1項の規定により行うこととされた事務として、交付申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査等の結果を大臣に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第 10 条 大臣は、前条第 1 項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第 2 による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付申請者が市町村等であるときは、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、都道府県知事が通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、大臣に別記様式第 3 による申請取下書を提出するものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、第 8 条第 3 項の規定を準用する。

(申請の変更)

第 12 条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付申請書に記載した交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第 4 により変更交付申請書を提出するものとする。ただし、交付対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、第 8 条第 3 項の規定を準用する。

(交付の変更決定)

第 13 条 大臣は、前条第 1 項の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、交付金事業者に交付金の変更交付決定を行うものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事は、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、交付の変更申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査等の結果を大臣に報告するものとする。

(交付の変更決定の通知)

第 14 条 大臣は、前条第 1 項の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第 5 による変更交付決定通知書により交付金事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、都道府県知事が通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第 15 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、大臣に別記様式第 6 による変更申請取下書を提出するものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、第 8 条第 3 項の規定を準用する。

(遂行状況報告)

第 16 条 交付金事業者は、適正化法第 12 条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第 7 による遂行状況報告書を提出するものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、都道府県知事に提出するものとする。

(交付対象事業の遂行等の命令)

第 17 条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付金事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 前 2 項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事は、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、交付対象事業の遂行等及び一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 18 条 交付金事業者は、適正化法第 14 条の規定による実績報告については、交付対象事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、大臣に別記様式第 8 による実績報告書を提出して行うものとする。

2 交付金事業者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに年度終了の実績報告として別記様式第 8 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 第8条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第8条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。
- 5 前4項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、適正化法第26条第2項及び適正化法施行令第17条第1項の規定により行うこととされた事務として、都道府県知事に提出するものとする。

（交付金の額の確定等）

第19条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に別記様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事は、適正化法第26条第2項及び適正化法施行令第17条第1項の規定により行うこととされた事務として、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第10による交付額確定通知書を通知するとともに、大臣に別記様式第11による交付額確定報告書を提出するものとする。

（交付金の支払）

第20条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、交付金事業者に対して交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができるものとする。

- 2 交付金事業者は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第12による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第13による概算払請求書を官署支出官たる内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、適正化法第26条第2項及び適正化法施行令第17条第1項の規定により行うこととされた事務として、都道府県官署支出官に提出するものとする。

（是正のための措置）

第 21 条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事は、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 22 条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第 10 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

四 間接交付金事業者が、間接交付金事業の実施に関し適正化法、又は適正化法施行令に違反した場合

五 間接交付金事業者が、間接交付金を間接交付金事業以外の用途に使用した場合

六 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付決定事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 1 項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前 2 項の返還を命ずる場合（第 1 項第 4 号から 6 号までの場合を除く。）には、適正化法第 19 条第 1 項の規定に基づき、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、交付金の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 大臣は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第 19 条第 3 項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後に

においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

第 23 条 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該交付金事業者はその額の返還を命じなければならない。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事が、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、返還を命じることとする。

(交付金の返還の期限)

第 24 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による交付金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から 20 日以内とする。

(交付金の経理)

第 25 条 交付金事業者は、交付対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。当該特別の帳簿とその内容を証する関係書類は交付対象事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第 26 条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、交付金事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、別記様式第 14 による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の場合において、交付金事業者が市町村等であるときは、都道府県知事が、適正化法第 26 条第 2 項及び適正化法施行令第 17 条第 1 項の規定により行うこととされた事務として、交付対象事業の検査等を行うものとする。

(間接交付金交付の際付す条件)

第 27 条 交付金事業者は、間接交付金事業者の間接交付金を交付するときは、第 11 条から前条までに準ずる条件及び次の条件を附さなければならない。

一 適正化法、適正化法施行令、内閣府通知（2 納付金の取扱いに係る箇所）、本要綱に従うべきこと。

二 間接交付金事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格

が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付金事業者の承認を受けなければならないこと（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「減価償却資産省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。

三 交付金事業者が、間接交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。

四 間接交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 交付金事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 交付金事業者は、第 18 条第 4 項に準じて付した条件及び第 1 項第 3 号で付す条件により間接交付金事業者から交付金事業者に納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 28 条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（減価償却資産省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（調整事務交付金）

第 29 条 国は、都道府県知事が行う管内の市町村等に対する調整事務に要する費用として、都道府県に対し調整事務交付金を、次の表のとおり交付することができる。

交付対象事業者	補助率	交付対象経費
都道府県	1 / 2	人件費、旅費及び庁費

2 調整事務交付金の各費目の区分及び内容は、別表第 1 のとおりとする。

- 3 都道府県は、調整事務交付金の交付を受けようとするときは、大臣に別記様式第 15 による調整事務交付金交付申請書を提出して、交付申請を行うものとする。
- 4 大臣は、前項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第 6 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。
- 5 大臣は、前項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容を、別記様式第 16 による調整事務交付金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。
- 6 交付決定を受けた調整事務交付金について、交付決定額を変更しようとするときは、大臣に別記様式第 17 による調整事務交付金変更交付申請書を提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 7 大臣は、前項の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、都道府県知事に対し、交付金の変更交付決定を行うものとする。
- 8 大臣は、前項の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第 18 による変更交付決定通知書により交付金事業者へ通知するものとする。
- 9 都道府県は、交付金の支払を受けようとするときは、別記様式 19 による調整事務交付金請求書を官署支出官たる内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(防災力強化総合交付金の経理)

第 30 条 交付金事業者及び第 29 条の調整事務交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後 5 年間保存しなければならない。

(監督等)

- 第 31 条 大臣は都道府県等に対し、又は都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及び本要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 大臣は都道府県等に対し、又は都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、防災力強化総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、防災力強化総合交付金の交付に関するその他必要な事項は、政策統括官（防災担当）が別に定める。

附 則（令和 8 年 6 月 5 日付け府政防第 1037 号）
この要綱は、令和 8 年 6 月 12 日から施行する。